

【市道第 298・299 号線道路先行工事】
工事希望制指名競争入札予定表

1	業 種	0600 一般土木工事															
2	工事件名	市道第 298・299 号線道路先行工事															
3	工事場所	武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目地内															
4	工 期	契約確定の日の翌日から令和 9 年 1 月 6 日まで															
5	工事概要	本工事は、市道第 298 号線及び市道第 299 号線において道路の先行工事を行うものである。 <table><tr><td>〈地下構造物撤去工〉</td><td>事前調査（底版部コア抜き等）</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td>地下構造物撤去</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td>底版部コア抜き（水抜き用）</td><td>40.0 箇所</td></tr><tr><td>〈埋戻し工・舗装工〉</td><td>透水性舗装（仕上げ厚 40 cm）</td><td>112.0 m²</td></tr><tr><td></td><td>第二種改良土</td><td>310.0 m³</td></tr></table>	〈地下構造物撤去工〉	事前調査（底版部コア抜き等）	一式		地下構造物撤去	一式		底版部コア抜き（水抜き用）	40.0 箇所	〈埋戻し工・舗装工〉	透水性舗装（仕上げ厚 40 cm）	112.0 m ²		第二種改良土	310.0 m ³
〈地下構造物撤去工〉	事前調査（底版部コア抜き等）	一式															
	地下構造物撤去	一式															
	底版部コア抜き（水抜き用）	40.0 箇所															
〈埋戻し工・舗装工〉	透水性舗装（仕上げ厚 40 cm）	112.0 m ²															
	第二種改良土	310.0 m ³															
6	週休 2 日制確保工事	本工事は週休 2 日制確保工事の対象である。 東京都建設局の週休 2 日制確保工事（土木工事）実施要領を基に金額を積算している。 詳細は別添「武蔵野市週休 2 日制確保工事实施要領」を確認すること。															
7	参加資格要件	次の①～⑤及び⑧～⑩の全部かつ⑥～⑦のいずれかに該当すること。また、8～11 の規定により事前に確認を受けた者がこの入札に参加することができる。 ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 ② 武蔵野市工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 ③ 東京都及び国土交通省関東地方整備局において、指名停止期間中、又は営業停止期間中でないこと。 ④ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。 ⑤ 武蔵野市内に本店、支店又は営業所等を有し、その本店、支店又は営業所等が土木工事業において建設業許可を受けていること。 ⑥ 「一般土木工事」の業種で共同格付「C」以上に等級格付けされており、かつ、公表日現在、最新の経営事項審査の結果による「土木一式」の総合評定値 P が 700 点以上であること。 ⑦ ⑥にかかわらず、武蔵野市内に本店を有し 3 年以上営業を継続する者、又は災害時における協力協定を武蔵野市と締結している団体に所属している業者は、「一般土木工事」の業種で共同格付「D」以上に等級格付けされており、かつ、公表日現在、最新の経営事項審査の結果による「土木一式」の総合評定値 P が 650 点以上であること。 ⑧ 過去 7 年間に本件工事と同種の官公庁工事実績があること。 ⑨ 同種の官公庁工事経験がある技術者を建設業法に基づき配置できること。 ⑩ 経営不振の状態（会社更生法第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申															

	立てをしたとき、又は民事再生法第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。) がないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。
8 申請方法	電子調達サービスにより希望票兼予定技術者等調書を送信するものとし、持参・郵送等によるものは受け付けない。
9 申請書提出期間	令和 8 年 7 月 22 日 (水) から令和 8 年 8 月 4 日 (火) 午後 3 時まで ※ 期限厳守
10 申請時の提出書類	- 希望票兼予定技術者等調書 - 工事实績調書 ※ 工事实績調書は、入札情報サービスの発注案件情報の配布資料からダウンロードするものとする。 ※ 提出については、希望票兼予定技術者等調書送信時に添付ファイルとして、電子調達サービスにより送信すること。 ※ ファイルの添付方法については、マニュアル『電子入札操作手順書(工事)』の P 150 を参照すること。
11 指名通知の発送	本件入札の指名の結果は、電子調達サービスにより令和 8 年 8 月 17 日 (月) 午後 12 時に通知する。
12 設計図書等の配布 ・入札時の提出書類	設計図書等の配布は、令和 8 年 8 月 17 日 (月) 午後 12 時に電子調達サービスにより行う。 指名通知を受けた者は、令和 8 年 9 月 7 日 (月) までに以下の書類を武蔵野市財務部管財課へ提出しなければならない。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く) とする。 ■ 工事希望制指名競争入札に係る書類等 ① 誓約書 (要綱第 1 号様式) ② 暴力団等排除に関する誓約書 ③ 建設業許可書の写し (営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可が確認できること) ④ 最新の経営事項審査の写し ⑤ 工事实績調書に記載した工事の契約書の写し ⑥ 配置予定技術者の資格者証等の写し
13 質問の方法	質問締切日：令和 8 年 8 月 28 日 (金) 午前 10 時 ※ 工事に関する質問については、指定の様式 (設計図書配布時に添付) を使用し、メール (keiyaku@city.musashino.lg.jp) 又はファクシミリ (0422-51-9164) で送付すること。
14 回答の方法	回 答 日：令和 8 年 9 月 2 日 (水) 午後 3 時頃 ※ 入札に参加予定の全ての事業者へ、質問回答書としてメールにて送付する。
15 予定価格	事後公表
16 最低制限価格等	本件入札にあたっては、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲において、最低制限価格を設定する。

17 入札書の提出	電子調達サービスにより提出。 ※ 入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。落札決定は、この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（単価契約の場合を除き、この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる）により行うこと。
18 内訳書	入札書提出時に内訳書に金額を入力すること。
19 入札期間	指名通知の受領の日から令和 8 年 9 月 8 日(火)午前 11 時まで
20 入札の延期等	入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又はとりやめることとする。
21 入札の無効	次の①～④までのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ① 入札に参加する資格のない者の行った入札 ② 電子調達サービスによらずに行った入札 ③ 電子調達サービス利用規約に違反して行った入札 ④ 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札
22 再入札回数	2 回
23 開札日時	令和 8 年 9 月 8 日(火) 午前 11 時 05 分
24 開札場所	電子調達サービスによる
25 落札者の決定	令和 8 年 9 月 8 日(火) 午前 11 時 05 分以降 落札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認すること。
26 契約書の作成	落札者は、遅滞なく契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。またその際受付票を持参しなければならない。
27 入札保証金	免除
28 契約保証金	武蔵野市競争入札参加者心得第 30 条による。
29 前払金	契約金額 200 万円を超える土木工事、建築工事及び設備工事が前払金の対象。上限額は 2 億円を限度とし、契約金額（税込）の 40%から 10 万円未満を切り捨てた金額。前払金を申請する場合は前払金保証への加入が別途必要。
30 中間前払金	前金払をした工事が対象。1 億円を限度とし、契約金額の 20%から 10 万円未満を切り捨てた金額。申請する場合は中間前払金保証への加入が別途必要。
31 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約係に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
32 その他	この発注予定表に定めがないことについては、武蔵野市工事請負等競争入札参加者心得（本市ホームページに掲載。入札参加前に必ず確認する

	こと)を遵守すること。 ・ 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市と協議の上、その承諾を得ること。 ・ 短期雇用労働者を雇用する場合は、公共職業安定所の紹介する労働者を雇用するよう配慮すること。 ・ 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 ・ 工事希望制指名競争入札及び総合評価に係る提出書類等において虚偽の記載をした場合においては、1か月以上6か月以内に競争入札に対する指名停止の措置を行うことがある。
	※ 希望申請は指名業者を決定する際の参考とするものであり、指名業者は「武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」により、申請者の経営状況、本市での指名・受注状況、官公庁工事の実績、工事の施工成績、発注工事に対する地理的条件・技術的適性・専門性、施工中の工事の状況等を勘案して選定するものである。